

緊急保証の拡充に全力

活用したい人が使え、利用もしやすい

全業種対象・審査基準の緩和・据え置き期間の延長で 制度へ

政府が緊急金融対策として昨年10月に創設した「原材料価格高騰対応等緊急保証制度（略称：緊急保証）」すでに12兆円余りの利用実績を上げていますが、その名の示す通り、原材料高の影響を受けている業種をあらかじめ指定するもので、現下の金融危機を想定した制度とはなっていません。

日本共産党はこの間、指定業種とならず「使いたくても使えない！」の声が寄せられていた業種について、国会質問や中小企業庁要請を重ねてきました。引き続き、全ての業種を対象とすることや、審査基準の緩和、据え置き期間の延長など、緊急保証を必要とする中小企業にとって利用しやすい制度となるよう、全力で取り組みます。

12月10日
参院決算委員会で全業種対象とするよう求める。麻生首相が、金融危機の影響を受けない業種はないことを認める

1月13日
中小企業庁長官に、映画配給業・こん包業・合成洗剤卸業の追加指定を要請

1月29日
医薬品小売業・植木栽培業の追加指定を中小企業庁に要請

4月23日
中小企業庁に、宝石鑑定業・洋服リフォーム業・建設鉱山機械整備業・履物修理業などの指定を要請

11月14日
出版業の追加を中小企業庁長官に要請

